



# 令和8年度（1号認定 または 1号認定+新2号・新3号認定） 認定こども園・幼稚園認定申請のしおり



問い合わせ先:米沢市健康福祉部子育て支援課支援担当 TEL 0238-22-5111

このしおりは、各種認定申請に関する手続きについて記載しています。  
内容をよく読んで、各施設が定めた期限までに申請書を提出してください。提出先は利用希望施設です。

## 1 教育・保育給付認定及び利用負担額（保育料）について

認定こども園・幼稚園を利用するためには、以下の「(1) 子どものための教育・保育給付」の認定申請を行い、「1号認定」を受けていただく必要があります。

利用を希望する認定こども園・幼稚園を通じて「子どものための教育・保育給付認定申請書」を提出し、認定を受けてください。

利用者負担額のうち保育料は、無料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者負担になります。  
保護者の市民税所得割額ときょうだい区分によって、次の①～③に該当する方は、食材料費のうち副食費が免除されます。

- ① 年収360万円未満相当世帯の子ども（市民税所得割額77,100円以下の世帯子ども）
- ② 所得階層にかかわらず、小学校3年生の子どもから数えて第3子以降の子ども
- ③ ①、②以外で、生計を一にする最も年長の子どもから数えて第3子以降の子ども（米沢市独自軽減）

また、1号認定を受けた方が、預かり保育事業を利用する場合、以下の「(2) 子育てのための施設等利用給付」の「認定要件」を満たす方は、新2号または新3号の認定を受けると、預かり保育料が無償化の対象になります（※施設によっては国で示した基準の関係上、無償化の対象とならない預かり保育もありますので、詳しくは施設にご確認ください。）。

### (1) 子どものための教育・保育給付認定

認定区分	認定要件		利用できる施設	一日あたりの保育時間区分	申請先
	年齢	保育の必要性			
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設型給付を受ける幼稚園</li> <li>・認定こども園（教育機能部分）</li> </ul>	教育標準時間 (4時間)※	施設
2号認定 (満3歳以上 保育認定)	満3歳以上	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・認定こども園（保育機能部分）</li> </ul>	保育標準時間 (最大11時間)	市
3号認定 (満3歳未満 保育認定)	満3歳未満	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・認定こども園（保育機能部分）</li> <li>・小規模保育事業所</li> </ul>	保育短時間 (最大8時間)	

※教育標準時間は、施設によって異なります。

### (2) 子育てのための施設等利用給付認定

認定区分	認定要件		利用できる施設・事業	申請先
	年齢・その他	保育の必要性		
新1号認定 (教育認定)	満3歳以上	なし	私学助成を受ける幼稚園	市 (施設経由可)
新2号認定 (保育認定)	4月1日時点で 満3歳以上	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、認定こども園（教育機能部分） の預かり保育事業</li> <li>・認可外保育施設</li> <li>・一時預かり事業、病児保育事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター</li> </ul>	施設
新3号認定 (満3歳未満 保育認定)	4月1日時点で 満3歳未満の 住民税非課税世帯の 子ども	あり		

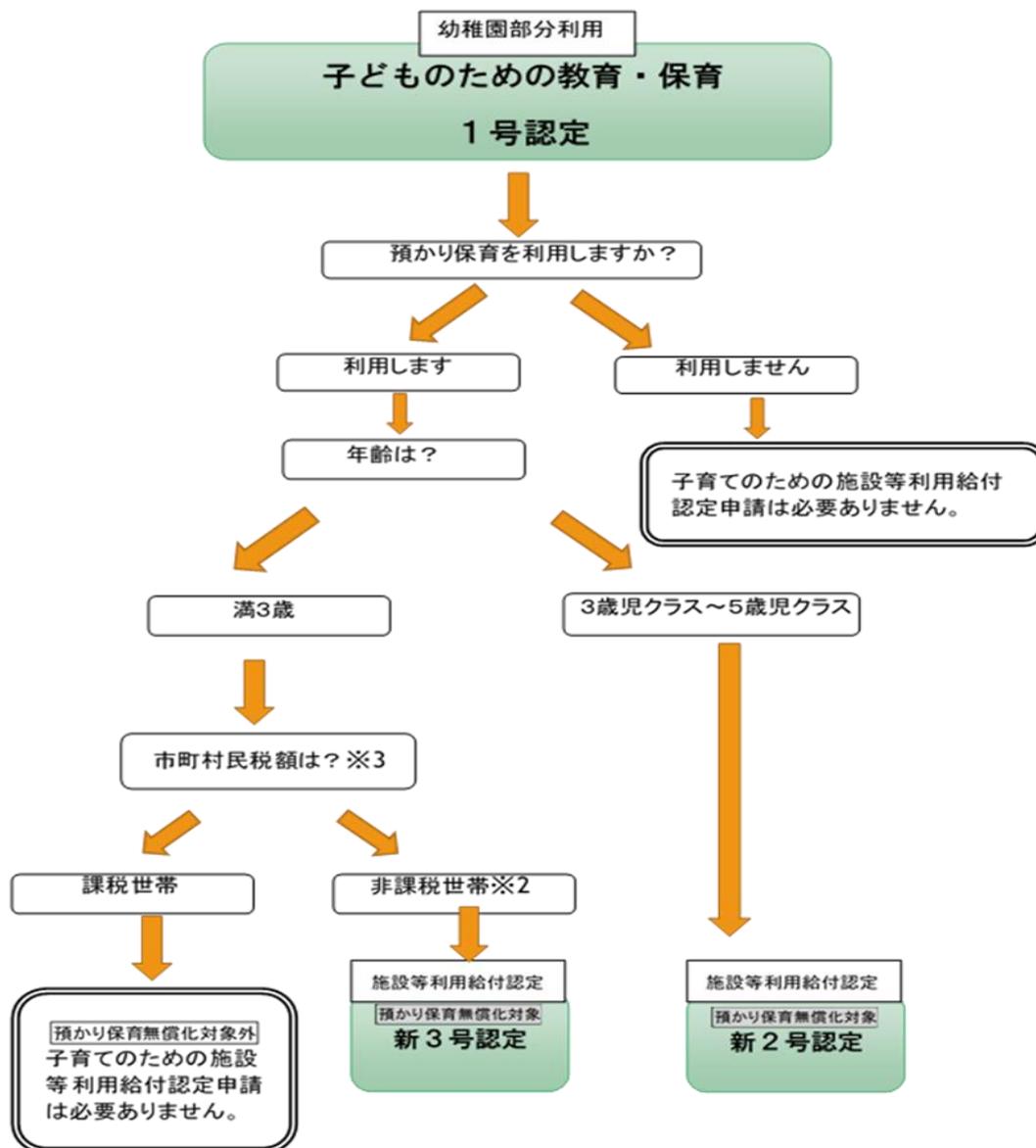
※新2号・新3号認定を受ける際の「保育を必要とする理由」については、4ページをご覧ください。

◎無償化の範囲

施設の種類		満3歳児	3歳児クラス ～5歳児クラス
認定こども園（教育） 施設型給付を受ける幼稚園	教育時間	全ての子ども （全額）	全ての子ども （全額）
	預かり保育	保育の必要がある 住民税非課税世帯の子ども （日額450円 月額上限16,300円）	保育の必要がある子ども （日額450円 月額上限11,300円）

※通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外です。

認定こども園・幼稚園利用の場合



※2 市町村民税非課税世帯とは、お子さんの両親、その他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）が市町村民税非課税の場合をいいます。  
 ※3 4月～8月は前年度の市町村民税額で判定 8月～3月は今年度の市町村民税額で判定します

## 2 申請に必要な書類等について

※提出書類は、「利用申請チェックリスト」をもとに、子ども1人につき各1部提出してください。

### 1 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申請書 子育てのための施設等利用給付認定申請書」

### 2 世帯の状況により必要となる書類（該当者のみ提出）

※世帯の状況により必要な書類は、以下の表に該当する事項があるか確認し提出してください。

市指定の様式は、施設または子育て支援課の窓口でお受け取りいただくか、米沢市のホームページからダウンロードしてください。

※住民税未申告の方は、算定ができないため副食費が免除にならない場合がありますので、必ず住民税の申告をしてください。

※きょうだい分を同時に申請する場合は、児童ごとに証明書を添付してください。

2枚目以降は、証明書の写し（コピー）を添付することも可能です。その場合は、下の子に原本を、上の子には写し（コピー）を添付してください。

児童ごとに証明書が添付されていない場合は、受理できませんのでご注意ください。

	申請児童・世帯の状況	必要書類（該当するもの）
1	すべてのひとり親世帯	申請児童の健康保険証の写し、またはマイナポータルの健康保険証資格情報画面の印刷物、または保険者から交付された「資格情報のおしらせ」の写し（A4）※左上に被保険者名の記載がないものは、申請児童と保護者、2人分の「資格情報のおしらせ」の写しが必要です。
2	申請児童が障害者手帳等の交付を受けている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し</li> <li>特別児童扶養手当認定通知書の写し</li> </ul>
3	申請児童の世帯員が、障害基礎年金を受給している場合	障害基礎年金受給年金証書の写し（障害者手帳の交付を受けていない場合のみ提出）
4	申請児童の兄姉が児童発達支援等を受けている世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校幼稚部の在園（予定）証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）</li> <li>情緒障害児短期治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援事業の利用がわかるもの</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●転入者…右記（1）が必要</li> <li>・令和7年1月2日以降の転入者で下記の①に該当する場合</li> <li>・令和8年1月2日以降の転入者で下記の②に該当する場合</li> <li>●海外在住者…右記（2）が必要</li> <li>・令和7年1月1日時点で父母のうちどちらかが海外赴任しており下記の①に該当する場合</li> <li>・令和8年1月1日時点で父母のうちどちらかが海外赴任しており下記の②に該当する場合</li> </ul> ≪入所希望月≫ ①令和8年4月～令和8年8月 ②令和8年9月～令和9年3月	（1）市町村民税の所得額・課税額証明書（所得額・課税額・控除額・扶養人数がわかる証明書） ＊「マイナンバー申告書」を提出する場合は不要です。 ＊「マイナンバー申告書」を提出する場合、転入者全員分のマイナンバー確認書類が必要です。 ＊利用希望月によって必要な証明書の年度が異なります。 4月～8月入所希望者：前年度分（前々年の所得額） 9月～3月入所希望者：当該年度分（前年の所得額） （2）「保育料及び副食費算定のための提出書類（海外在住者・途中入国者）」（収入額等を記入していただきます。） ＊1月1日時点で海外にお住まいだった方のみ ＊事前にご連絡いただくか来庁時にお申し出ください。

### 3 マイナンバー申告書（世帯全員分記入してください）

申請者（給付認定保護者）のマイナンバー確認書類、本人確認書類の写し等を添付してください。

マイナンバー申告書には世帯全員分（申請児童、保護者、その他の家族など）のマイナンバーを記載してください。保護者が、単身赴任等の理由で同居していない場合も記入してください。また、転入者（転入予定者も含む）は、転入者全員分のマイナンバー確認書類が必要です（上の表を参照ください。）

※マイナンバー法に基づき、マイナンバーの申告が必要です。提出を受けたマイナンバーは、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付等に関する事務の範囲で使用します。

※申請者（給付認定保護者）は、あらかじめ他の世帯員に個人番号を申告することと利用目的を伝えてください。

※施設に提出する場合は、「マイナンバー申告書」と必要書類を封筒に入れ、封筒に申請児童氏名とマイナンバー申告書在中と記入のうえ、封をして提出してください。

(必要書類は、マイナンバー申告書の裏面「2提出方法について」をご確認ください。)

◎マイナンバー申告書の提出に関する注意事項や添付が必要な書類の詳細は、「マイナンバー申告書」裏面をご確認ください。

#### 4 保育の利用を必要とする理由がわかる書類

※預かり保育を利用し、新2号・新3号認定(保育の必要性認定)を受ける場合のみ提出してください。(子ども1人につき父・母分それぞれ1部)

きょうだいで申請する場合は、児童ごとに証明書を添付してください。

2枚目以降は、証明書の写し(コピー)を添付することも可能です。その際は、下の子に原本を、上の子にはその写し(コピー)を添付してください。

児童ごとに証明書が添付されていない場合は、受理できませんのでご注意ください。

※市指定様式は、施設または子育て支援課窓口でお受け取りいただくか、市のホームページからダウンロードしてください。

※証明書等は、申請日の直近3か月以内に発行されたものが有効です。

保育を必要とする理由	提出書類	備考
(1) 就 労 月48時間以上	※就労証明書 (米沢市指定様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務先に記入を依頼してください。</li> <li>事業内容等がわかるようご記入ください。</li> <li>証明内容に不明な点がある場合、子育て支援課から勤務先に連絡させていただく場合があります。</li> <li>雇用期間に期限があり、更新予定のない方は期限月の20日(閉庁日の場合は前閉庁日)までに子育て支援課で手続きが必要です。</li> <li>追加で書類を求める場合があります。</li> </ul>
(2) 妊娠・出産	母子健康手帳の写し	母子手帳の出産予定日が記入されているページの写しを提出してください(※余白に母となる方の氏名を記入してください。)。 ※注意※「妊娠・出産」から「求職活動」へ変更する場合は、出産した子の入所申込が必須となります。
(3) 疾病・障がい	※診断書 (米沢市指定様式)	市の所定の診断書に通院している医療機関で記入していただき、提出してください。 ※診断書内の現在の状況について、「5保育に支障はない」に○がついた場合は、「疾病・障がい」の理由での申請はできません。
(4) 介護・看護	診断書 ※介護・看護に係る状況届	医療機関任意の診断書 (患者名、病名、介護・看護が必要な期間及び常時介護又は看護が必要と明記されたものを提出してください。)
(5) 災害復旧	<sup>りさい</sup> 罹災証明書	
(6) 求 職 活 動	※求職活動等申告書及び求職活動支援機関等利用証明書 (米沢市指定様式)	求職活動等申告書を記入し、利用している機関(ハローワーク等)で求職活動支援機関等利用証明書を記入していただいた後に提出してください。
(7) 就 学	在学証明書	職業訓練校に在学の方は、就学の期間や時間など内容のわかる書類の写しを添付してください。

\*現在、育児休業を取得されている方\*※育児休業の終了日(復帰日)がわかる就労証明書の添付が必要です。

<育児休業対象児童のみ入所の場合>

育児休業対象児童の入所月の翌月の15日までに就労を開始(復帰)する場合に申請できます。

<育児休業対象外児童(兄弟)のみ入所の場合>

育児休業対象外児童の入所月の1日から31日に就労を開始(復帰)する場合に申請できます。

<育児休業対象及び対象外児童の同時入所の場合>

育児休業対象児童の入所月の翌月の15日までに就労を開始(復帰)する場合に申請できます。

### 3 申請内容に変更が生じる場合

申請後に、申請書や提出した書類等の内容に変更が生じた場合は、必ず子育て支援課で変更手続きをしてください。手続きをしなかった場合、状況によっては、認定が取消になることもありますのでご注意ください。

### 4 「求職活動」で新規申請される方へ

「求職活動」の認定期間は、3か月間です。

「求職活動」での認定期間の翌月までに就労開始となる就労先を決定し、かつ、認定期間の最終月の20日（閉庁日の場合は前閉庁日）までに「就労」への変更申請を受理される必要があります。（変更申請時は就労証明書の提出が必要ですので、お早めにご準備ください。）

### 5 その他

#### ◇ならし保育について

入所後しばらくは、短時間のならし保育があります。概ね3日～10日程度ですが、この期間は家庭保育が必要になりますので、詳しくは施設にご確認ください。

なお、育児休業からの復帰日より入所申請可能月が異なりますので、ならし保育期間についても考慮のうえ申請してください。

【育児休業対象児童の入所申請可能月】

復職日が月の1日～15日の場合・・・復職月の前月から入所可能

復職日が月の16日～31日の場合・・・復職月から入所可能

〔例〕復職日 6月1日 ⇒ 5月入所（3月中に入所申請）

復職日 6月16日 ⇒ 6月入所（4月中に入所申請）

#### ◇「就労」事由で認定を受けている方の保育について

保護者の仕事がお休みの日には、できるだけ家庭での保育をお願いします。

#### ◇保育所等に入所している児童が長期欠席する場合の取り扱いについて

<長期欠席となる理由が「病気」「里帰り出産」の場合>

欠席期間の制限はなく、利用している園に継続して在籍が可能です。

※保護者が利用している園にご相談ください。

※里帰り出産先の市町村で園を利用したい場合は、米沢市の園を退所する必要がありますので、子育て支援課に退所月の20日（閉庁日の場合は前閉庁日）までに退所届を提出してください。

<長期欠席となる理由が「病気」「里帰り出産」以外の場合>

1か月に1日以上保育園等を利用しない場合は退所となりますので、利用している園にご相談のうえ、子育て支援課に退所月の20日（閉庁日の場合は前閉庁日）までに退所届を提出してください。

## 6 施設一覧（1号認定）

R7.9現在※定員、受入年齢は変更になる場合があります。

### ★認定こども園（幼稚園的利用）

施設名	住所	電話番号	定員	受入年齢	
かしのみ幼稚園	城南5丁目1-1	21-0205	130	保育所の利用	2か月 ~ 就学前
			20	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前
ひばりが丘幼稚園	大字三沢26090	22-7541	130	保育所の利用	2か月 ~ 就学前
			35	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前
米沢西部こども園	御廟2丁目3-8	21-6010	158	保育所の利用	2か月 ~ 就学前
			24	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前
米沢こども園	中央3丁目6-45	23-2134	70	保育所の利用	6か月 ~ 就学前
			25	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前
戸塚山こども園	大字上新田2008	37-2419	90	保育所の利用	2か月 ~ 就学前
			15	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前
米沢中央幼稚園	中央7丁目5-70-5	23-2569	75	保育所の利用	満3歳 ~ 就学前
			45	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前
興道こども園 どんぐり	直江町4番100号	24-8558	65	保育所の利用	2か月 ~ 就学前
			15	幼稚園的利用	満3歳 ~ 就学前

※1号認定の場合は「幼稚園的利用」となります。

### ★令和8年度 認可保育所から認定こども園へ移行予定の施設

興道南部保育園 住所：本町1丁目1-84 電話番号：21-3756

### ★幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園）

施設名	住所	電話番号	定員	受入年齢
普慈幼稚園	下花沢3丁目4-30	21-0212	60	満3歳 ~ 就学前
九里幼稚園	門東町1丁目1-18	23-9261	60	満3歳 ~ 就学前



## 7 一時預かり 時間・利用料（1号認定）

- ・詳細は各施設にお問合せください。
- ・時間、料金等は変更になる場合があります。

令和7年9月現在

施設名	一時預かり保育料 （※給食費・おやつ代を含む ◎おやつ代を含む）
かしのみ幼稚園	平日 14:00~18:30 1日 500円◎ 土曜日・長期休園期間 1日 1000円◎
ひばりが丘幼稚園	平日 14:00~18:15 1日 450円◎ 土曜日・長期休園期間 1日 1100円※
米沢西部こども園	平日 14:00~18:20 1日 600円◎ 土曜日・長期休園期間 1日 1300円※ 〈令和8年4月〜〉 平日 14:00~18:20 1日 50円◎ 土曜日・長期休園期間 1日 350円※ 朝~14:00 300円(おやつなし)
米沢こども園	平日 14:00~18:00 30分 100円 土曜日・長期休園期間 1日 1000円
戸塚山こども園	平日 14:00~18:15 1日 500円 (ただし、14:00~14:30 1日 100円) 土曜日・長期休園期間 1日 1000円※
米沢中央幼稚園	平日 14:00~18:30 1日 600円◎ 土曜日・長期休園期間 1日 1200円※
興道こども園どんぐり	平日 7:15~ 9:00、16:00~18:15 1日 200円 土曜日 9:00~16:00 1日 810円※ 長期休業設定なし
普慈幼稚園	平日 14:00~19:00 1回 450円◎ (月上限 7200円) 長期休業 7:30~15:30 日額 450円◎ 7:30~19:00 日額 750円◎
九里幼稚園	平日 7:30~ 9:00 月極 1000円 / 臨時 100円 14:00~19:00 月極 3000円◎ / 臨時 300円◎ 長期休業 7:30~ 9:00 臨時 100円 9:00~14:00 日額 500円 14:00~19:00 臨時 300円◎ (月極契約の場合は日額のみ◎) 土曜日 9:00~14:00 日額 500円 (別途相談可)